

ガット／W T Oにおける発展途上国の位置の変化（四・完）  
—— 繊維分野を素材に ——

VU Thi Hong Minh

はじめに

第一章 ガットにおける繊維問題

第一節 ガットの法的枠組み

（一） ガット一九条とその諸問題

（二） 「市場攪乱」概念

第二節 国際線に貿易に関する取決め

（一） 綿繊維の短期取決め

（二） 綿繊維の長期取決め

（三） 多繊維取決め

（以上、第193号）

第三節 紛争解決の申立て

（一） イスラエルの綿繊維に対する英国輸入制限の紛争

(二) 香港の繊維製品に対する輸入制限の二つ事件

(三) 米国のプルとがるからの繊維輸入制限に関する事件

(四) ブラジルの綿繊維製品に対する EEC のダンピング防止課税事件

小括

第二章 先進国と途上国との利害関係

第一節 日本と途上国との関係

第二節 EEC と途上国との関係

第三節 米国と途上国との関係

小括

(以上、第194号)

第三章 WTO における繊維問題

第一節 ウルグアイ・ラウンドの交渉

第二節 繊維協定

(以上、第195号)

第三節 繊維協定の受益国と損害国

小括

結び

(以上、本稿)

### 第三章 WTOにおける繊維問題

#### 第三節 繊維及び繊維製品（衣類を含む）に関する協定の受益国と損害国

米国、EC及び日本等の先進国を母国とする多国籍企業には、MFAの輸入制限が適用されず、特恵関税を受けていたACP諸国及びカリブ諸国に投資を開始し、こうした国の低賃金の労働力を利用し、競争力の向上を図る動きが目立っていた。

ところが、ウルグアイ・ラウンドの交渉の結果、繊維貿易は、ATCを通じて一〇年間の経過の後、自由化されるようになる。ただし、途上国グループにとっては、この繊維貿易の自由化による影響は同様ではない。今まで、EC及び米国等の先進国から、MFAの下での輸出制限を課されてきた香港、韓国、台湾の輸出主要国及びインド、及びパキスタン等の輸出昇進国は、競争力を強化することになる。これに対して、MFAの輸入制限を適用されず、先進国の特恵待遇を受けてきたACP諸国、及びカリブ諸国等輸出小国は、個別特恵が侵蝕され、上記の輸出主要国と競争せざるをえなくなる。そして、これらの国へ直接投資や委託加工を行う多国籍企業も影響を受けているのである。

ここで、カリブ諸国への繊維特恵の動向、及びWTO紛争解決機関に付託される事件を検討することを通じて、輸出入国、輸入国の国内企業及び輸入国を母国とする多国籍企業、それぞれに対する繊維貿易の自由化の影響を考察し、そして輸出入国、輸入国の国内企業、及び輸入国を母国とする多国籍企業がどのように繊維貿易の自由化に対応しているかを見てみよう。

## (一) カリブ諸国への繊維特恵

カリブ諸国は、米国から、S A P 及び関税調整表八〇七による繊維特恵を受け、米国市場において、M F A による数量制限を課されていたアジア輸出主要国に比べて有利な貿易条件を獲得していたので、九一年における対米国への輸出国グループの中でアジア三カ国（香港、韓国、及び台湾）、北米地域（メキシコ及びカナダ）に次いで第三位を占めていた。<sup>1)</sup> カリブ諸国からの輸出は、米国系多国籍企業による委託加工がほとんどであった。しかし、九四年にN A F T A が創設され、その加盟国であるメキシコは米国市場へ繊維製品を輸出する時に関税及び輸入割当を課されないもので、カリブ諸国に比べて、より有利な貿易条件を獲得した。<sup>2)</sup> さらに、ウルグアイ・ラウンド交渉の結果、二〇〇五年にM F A が完全に撤廃され、繊維貿易はガットへ統合されることになる。これによって、カリブ諸国の繊維産業は不利な状況に置かれることになる。そして、ここへ投資や委託加工を行う多国籍企業も影響を受けることになる。そこで、カリブ諸国及びここに進出していた米国系多国籍企業は、N A F T A と同等な特恵関税をカリブ諸国の繊維製品に与えるように米国政府に圧力をかけ続けた。例えば、有名なブランド品を生産していた米系多国籍企業リーバイス・ストロースは、議会への意見書を提出し、その中で、このカリブ地域の安定性のみならず、米国産業の競争力及び双方の雇用に貢献するものとしてN A F T A と同等な特恵待遇をカリブ諸国にも付与することを強く主張した。同企業によれば、カリブ諸国で加工される多くの繊維製品は、米国産の織物及び裁断済み部品によって縫製されるものである。このような生産分ち合いは米国の繊維産業の市場を拡大させ、この産業における雇用を確保し、さらに米国の衣類企業に競争の優勢を与えるものとした。<sup>3)</sup>

その他、米国の衣類企業の連合（American Apparel Manufacturers Association, AAMA）は、カリブ諸国の繊維製品に対する特惠待遇はこの地域の経済発展の基盤を提供するだけでなく、米国へ強い経済利益を与えるものであるとした。<sup>15</sup> 連合内の企業はカリブ諸国との生産分ち合いに多く依存しており、これは米国の衣類産業の競争力を維持するために重要なものであると主張し、NAFTAの創設によって、この特惠待遇が侵食されることに強い懸念を示していた。<sup>63</sup> さらに、アジアの経済恐慌の結果、アジア地域の織物及び繊維製品の価格が暴落していたことは、カリブ諸国及びその経営パートナーである米国企業の競争力を脅かしていたのである。従って、米国とカリブ諸国との通商関係を促進する新たな規定が必要不可欠であるとも強調していた。<sup>17</sup>

また、この地域に進出又は委託加工を行う米国繊維、及び衣類企業の支持を受け、九四年及び九五年にカリブ諸国は、繊維貿易の自由化、そしてNAFTAの創設によりSAP及び関税調整表八〇七の特惠待遇が侵食され、その繊維製品の輸出が減少することを訴え、NAFTAと同等な特惠待遇をカリブ諸国の繊維製品に与えるよう米国政府に対して強く要請していた。<sup>64</sup>

以上のような運動の結果、多くの提案を通じて、NAFTAと同等な待遇をカリブ諸国に付与することが二〇〇〇年五月一八日に発効した二〇〇〇年の通商開発法（Trade and Development Act of 二〇〇〇 year-Public Law 一〇六一二〇〇）の第二編「カリブ海域との連携通商法（Caribbean Basin Trade Partnership Act-CBTPA）の中に組み込まれることとなった。<sup>10</sup> 二〇〇〇年一〇月二日にCBTPAの施行に関する大統領の宣言をもって、CBTPAの対象国であったカリブ海域の二四カ国は、その受益国となった。<sup>12</sup> CBTPAは、カリブ諸国の経済開発、企業の成長と同時に、これらの国による米国の部品の購入が促進され、米国と西半球諸国との通商及び経済関係に貢献し、また輸出機会の拡大の結果、米国の雇用を促進するものでもありと米国議会が認定した。<sup>13</sup> CBERAとは異なり、CBT

PAはCBERAの適用対象外である繊維製品や履き物等の部品に対して、関税及び数量制限の廃止というNAFTAと同様な待遇を付与する。<sup>144</sup>しかし、この特恵待遇は二〇〇一年一月一日から二〇〇八年九月三〇日まで効力をもつという暫定的なものであり、受益国はこの特恵を受けるために次の条件が課された。<sup>15</sup>①特恵の発効期間内、米国と自由貿易協定を交渉すること。<sup>15</sup>具体的には、特恵の発効期間中、受益国と米国との間に自由貿易協定が締結される場合には、当該特恵が終了する。<sup>16</sup>②WTOの下での義務を実施することを約束すること。③TRIPSに定める知的財産権の保護と適合する又はそれよりも高い保護基準を設定すること。④政府調達に関する透明性、無差別、及び競争的な手続きを実施し、政府調達の透明性に関する国際ルールの発展に貢献すること。⑤NAFTAに定める特定の関税手続きを実施、又は実施に向け実質的な努力をすること。<sup>17</sup>

そして、カリブ諸国で加工された繊維製品は当該の特恵を受けるために次の条件を満たさなければならない。<sup>18</sup>①衣類の場合は、米国産の紡績糸によって米国で生産、裁断された織物を使用したもの、又は米国産の紡績糸によって米国で生産された織物を使用した織物を使用し、受益国において裁断、縫製されなければならない。②ニットの場合は、米国産の紡績糸で米国又は受益国によって生産された織物で受益国において加工されなければならない。③Tシャツの場合は、米国産の紡績糸で受益国において生産された織物で受益国において縫製されなければならない。②、③の場合には、特恵関税は特定数量にまで削減される。<sup>19</sup>そして、関係者の要求があれば、米国大統領は米国又は受益国製ではない紡績糸又は織物によって受益国において裁断、生産される衣類に対して特恵関税を付与する場合もある。ただし、これは国内業界がタイムリーに供給できる紡績糸又は織物ではないと判断する場合に限る。④特恵待遇の対象である繊維製品には、そのコストにおける第三国産の付属品（ファスナー、ボタン、裏生地等）の比率が二五%、その重量における第三国産の紡績糸、織物の比率が七%を超えてはならない。<sup>20</sup>また、裏生地については、米国

業界がこれを販売可能な数量まで生産していたと大統領が決定すれば、第三国産の裏生地を用いる衣類は特惠関税を受けられなくなる。<sup>21)</sup>⑤カリブ諸国の企業が特惠関税を受けるために、特定の製品を米国へ輸出する際、その輸出総産品のコストにおいて米国産の織物が七五%以上を占めなければならない。<sup>22)</sup>その他、受益国産の特定の手作りの織物や伝統的衣類は、米国と受益国との協議によって特惠関税を受ける可能性がある。

以上のように、カリブ諸国は米国への繊維輸出に関してNAFTAと同様の特惠待遇を受けられるようになったが、この特惠はあくまでも暫定的なものであり、その最大の条件は、米国産紡績糸及び織物を消費することである。また、カリブ諸国はこの特惠を受ける見返りとして、自らの経済発展の段階が考慮されることなく、米国の競争力がある知的財産の分野への高い保護水準の適用や、米国との自由貿易協定の締結等厳しい条件が課されていたのである。これに対してこれらの国へ投資や委託加工を行う米国系多国籍企業は、低賃金の労働力を確保することや母国への逆輸入により特惠待遇を受けることができること等多くの利益を獲得することができるのである。

## （二）紛争解決の申立て

ここで、ATCが発効してから、繊維貿易を巡ってWTO紛争解決機関に申立てられた、米国の綿・人造繊維の着に関する輸入制限の事件、及び米国のパキスタン産綿製紡績糸に係る経過的セーフガード措置の事件を考察してみる。

## 一 米国の綿・人造繊維の下着に関する輸入制限の事件

この事件の事実関係は、次の通りである。九〇年代に入り、米国の綿・人造繊維の下着産業において、次の重要な変化が見られた。かつては当該製品のすべての生産行程が国内で行われていたが、九〇年代に入って部品のみ国内で生産し、それを海外で委託加工し、又販売のために完成品を米国に再輸入するという生産方法に転換していったのである。このような国内外での共同生産形態によって企業は、原材料、生産期間、製品の数量、様式（タイプ）、及び製品の販売を管理することが可能となり、米国の市場占拠率を維持することができるようになった。さらに、この共同生産形態は、メキシコ及びカリブ諸国への投資及び生産を奨励する米国の政策と一致していた。<sup>24</sup> 米国は、海外の委託加工を行う企業に対して、次の関税優遇措置を適用していた。すなわち、委託加工の製品が米国へ再輸入される際、国産の部品の価値が完成品の価値から差引かれ、海外で行われる付加価値の部分のみが課税されるのである。これは、関税調整表アイテム九八〇二・〇〇・八〇（関税調整表八〇七はこれの前身である）に定められる。また、部品の原材料が国産のものでなくても、特定の段階まで米国で加工されていれば、国産の基準を満たし、その製品は特惠関税を受けられる。例えば、下着製品の原材料が外国産の織物であっても、これが米国で裁断されれば、その製品は特惠関税が適用される。<sup>25</sup> コスタリカの下着製品の多くは、米国系企業によって作られる委託加工製品であり、これは関税調整表八〇七によって減税されていたので、米国系企業は経済的に存続できるのである。<sup>26</sup>

また、米国は、A T C 六条八項に基づき、特定時期において当該製品の輸出入に対する割当、いわゆる「特定制限」(Specific Limits-SL)を設定していた。<sup>27</sup> 他方、カリブ諸国、メキシコ、及びアンデス諸国への特惠政策の一部と



して、同国は「特別アクセスプログラム」を設置した。これに基づいて、輸入割当に関する取決めが締結され、当該諸国は対米の繊維輸出について特定数量まで確保することができる。MFAの下で締結された二国間取決めによる輸入割当とは異なり、この輸入割当は輸出国の要請によって変更可能なものである。これは、確保されたアクセスレベル—Guaranteed Access Levels—GALと<sup>28)</sup>言う。そして、関税調整表八〇七Aは、GALの対象産品に対して、その構成において海外で行われる付加価値の部分だけ課税する。ただしGALを受けるためには、当該産品が米国内で生産、及び裁断された織物によって加工されたものでなければならぬ。外国産の織物によって米国内で裁断される部品はこの基準を満たさない。<sup>28)</sup>

九五年に米国のATC実施委員会—CITAは、綿・人造繊維下着、カテゴリ三五二／六五二の輸入総量を評価し、同種産品の国内産業の状況を調査した。この調査に基づきCITAは、コロンビア、コスタリカ、エルサルバドル、ホンジュラス、及びドミニカのカリブ諸国に、トルコ、及びタイを加えた七カ国からの当該輸入産品が米国内の国内産業に重大な損害を与え、又は、与える現実のおそれがあるという決定を下した。<sup>29)</sup>そして、米国はこの決定を根拠に、ATC六条に基づき、九五年三月二七日に、コスタリカの下着への経過的セーフガード措置の適用に関して、コスタリカとの協議を要請した。しかし、これは満足な結果を得られなかった。そこで、六月二三日に、米国は、コスタリカの下着に九五年三月二七日から発効する経過的セーフガード措置を一二月間適用し、同時にコスタリカとの当該措置をめぐる紛争をTMBに付託した。<sup>30)</sup>TMBは、重大な損害の証明がなされていないと認定したが、重大な損害のおそれが存在することについては結論を得られなかった。そのため、当事国の間で十分な協議をするように勧告をした。<sup>31)</sup>

これを受けて、九五年一一月の協議において、米国はコスタリカに対して、六%の伸び率で七百万ダースのSL

アクセス（対象産品は、米国产の織物であるか否かを問わず、米国で裁断された織物を用いて委託加工されるもの）及び四千万ダースのGALアクセス（対象産品は、米国で生産され、かつ裁断された織物を用いて加工されるもの）を一年間に割り当てることを申し入れた。ただし、カリブ諸国の繊維製品への輸入制限を解除する法案が可決される場合に、このアクセスは特定の原産地の条件を満たさなければならないという条件を付けた。しかしながら、この協議は不調に終わった。

また、経過的セーフガード措置の適用期間中、米国は、コロンビア、エルサルバドル、ホンジュラス、及びドミニカのカリブ四カ国並びにトルコのそれぞれと下着の輸入割当に関する二国間取決めを締結し、当該諸国からの輸入数量を四七八％増加した。<sup>333</sup> その割当の八〇％がGALアクセスであり、残りの二〇％がSLアクセスである。<sup>334</sup>

九五年十二月、コスタリカは、この問題をDSUに付託し、次の主張をもって小委員会の設置を要請した。すなわち、米国の経過的セーフガード措置は、ATC二条、八条、及び六条に違反しているものである。六条の義務違反に関して、コスタリカは、とりわけ次のように主張した。まず、①コスタリカからの当該産品の輸入は、ほとんど米国企業の委託加工によるものである。具体的には、九三年の対米の繊維輸出製品の九九・五％は下着製品であり、九四年の当該産品の九九・七六％は米国企業の委託加工の産品として関税調整表アイテム八〇七の適用対象であった。<sup>335</sup> 米国は、自国で裁断された織物を用いて海外で加工され再輸入された製品を国内産品とみなしていた。従って、コスタリカからの当該産品の輸入増加が米国の国内産業に重大な損害を与え又は与えるおそれにはならな

いとした。<sup>336</sup> ②米国が輸出五カ国への割当量を四七八％増加したことは、国内産業の重大な損害又はその現実のおそれが存在していないことを示していたのである。③コスタリカとの協議及び輸出国五カ国と締結した取決めにおける輸入割当に鑑みれば、米国の当該措置は下着産業を保護しようとするものではなく、下着に使用される織物産業

を保護するものであるとした<sup>37</sup>。ATCは織物産業の保護のためには、下着に対する経過的セーフガードの適用を認めないのである<sup>38</sup>。

この三点について、米国は次のように反論した。①については、国内で裁断された織物を使って外国で委託加工された産品を国内産品とみなしてはならず、輸入産品としていた。本件では、コストリカからの輸入増加は、国内産業に重大な損害又はその現実のおそれを与えていた<sup>39</sup>。②については、国内産業が重大な損害又はその現実のおそれを与えられる原因となる供給国を特定する際、調査当局は輸入の性質、米国内企業（海外委託加工を行う企業とそうでない企業を含める）及びその労働者への影響、供給国の衡平な取扱い、米国内企業への保護及び広範な通商政策等様々な要素を考慮に入れなければならない。具体的には、CBI諸国で加工された産品に対する自由アクセス政策は、競争産品を輸出していたCBIでない供給国を不利な立場に追いやるのである。従って、コストリカとの交渉で米国が申し入れた輸入数量は供給国の不衡平な取扱いを是正するものである。その交渉において米国は、GALアクセスの他、SLアクセスも申し入れた。このSLアクセスは現行の輸入量の確保に十分なものである。そして、調査当局が輸入による損害を評価する際、輸入の絶対数量は、その検討要素の一つにすぎない。八〇七A型の輸入は八〇七型及びその他の形態の輸入ほど国内産業に損害を与えないとは言えないが、国内産業に対するその影響は異なるものである。当該産業には、カリブ諸国で委託加工を行う企業と国内で生産する米国内企業との間に著しい区別がなされていた。前者は、カリブ諸国に与える関税譲許及び自由なアクセスによって多大な利益を獲得していた。そのため、本件の経過的セーフガード措置は、国際競争に対応できていない又はその最初の段階にある国内企業に対して、暫定的保護を与えようとしていたのである<sup>40</sup>。③については、米国内で生産、裁断された織物によって海外で委託加工され、米国内へ再輸入された製品に対する特惠によって米国の織物産業は偶然に利益を受けられ得

るが、九五年三月の報告書においては、重大な損害又はその現実のおそれに関する決定は、米国の下着産業の状況のみに基づいて行われると明確に示された。米国において、二二〇社未満が当該産業に携り、その中で八五社（四〇％に当たる）は、委託加工を利用するが、残り一三五社（六〇％に当たる）は委託加工を利用しない。米国の下着産業は多様であるものの、調査当局が織物産業ではなく、下着産業の経済状況に基づき決定を下したという事実は変わらない。従って、当該措置はA T C二条、六条、及び八条に違反していない、と。

この紛争に対して九六年一月八日に、小委員会が報告書を提出した。本件の主な争点は、A T C六条に基づく米国の経過的セーフガード措置の正当性に係るものであるので、その認定をここで考察してみよう。

小委員会は、米国のコストリカ産下着製品への経過的セーフガード措置の発動がA T C六条の規定に違反しているか否かについて検討するために、まず同条項の構造について次のように認定した。<sup>103</sup> すなわち、二項は「特定の輸入産品が、同種又は直接競争する産品を生産する国内産業に重大な損害を与え又は与える現実のおそれがあるような増加した数量で自国の領域内に輸入されていた証明がなされた」と加盟国が決定する場合には、経過的セーフガードを適用することができる」と規定する。三項は重大な損害又は現実のおそれを検討するための経済指標を規定する。そして、二項の条件を満たした場合、加盟国は四項に基づいて重大な損害又はその現実のおそれの原因となっていた加盟国を特定しなければならない。当該条項は次のように定める。すなわち、「経過的なセーフガードは、個々の加盟国に対して適用される。重大な損害又はその現実のおそれの原因となっていた加盟国の特定は、当該加盟国からの輸入の急激な、かつ著しい量の増加を基礎として、かつ、他の輸入元からの輸入と対比した当該加盟国の輸入水準、市場占拠率、商取引の同様の段階における輸入価格及び国内価格を基礎として行う」。すなわち、二項に基づく「重大な損害又はその現実のおそれ」が証明され、四項により原因となっていた加盟国が特定されてか

ら、はじめて加盟国は、七項を用いて対象国と二国間取決めに關する協議を求めることが認められる。<sup>14</sup>

以上のように、A T C 六条の構造を明らかにした上で、小委員会は、①米国の当該産業が重大な損害を与えられたか、②重大な損害との因果関係があるか、③コスタリカからの輸入が重大な損害の原因となっていたか、という三つの事項に照らして、C I T A の最初に提示した九五年三月付の報告書を検討することにした。<sup>15</sup>

まず①については、C I T A の報告書は、一貫して織物生産者ではなく、下着生産者を国内産業として示している。<sup>16</sup>しかしながら、この報告書において記載された米国の生産性、市場占拠率、輸出、賃金、雇用、国内価格、利潤、及び投資に関する情報は、次の二つの問題がある。第一に、数カ所において、米国の国内産業に与える重大な損害の根拠が不適当である。七月付の報告と一致しない。第二に、他の数カ所において、米国の国内産業に与える重大な損害の根拠が不適当である。具体的には、当該産業に属す三九五社のうち、調査当局が市場占拠の指標を証明するための調査対象としたのは、一社又は二社のみであり、国内産業の利潤については、一社を参考にしたにすぎない。ただし、六条三項に規定される指標のみでは、この事件の十分な結論（guidance）を導くものではない。<sup>17</sup>

②については、九五年三月の報告では、輸入が損害を与える可能性があると述べただけで、因果関係に關して、いかなる検討や説明もされておらず、この決定は不適切であると思われる。コスタリカを含めた輸出国と米国の下着貿易に影響を与えるものとして、特別要素が存在する。例えば、対米のコスタリカの輸出のほとんどは八〇七あるいは八〇七Aの方式によるものである。このような貿易が国内産業に損害を与えることは確かかもしれないが、中には利益を得ていた企業があるかもしれない。従って、国内産業に対する影響を確定するためにこの貿易の性質を検討する必要がある。国内産業の生産高が減少するという事実のみで、重大な損害が存在するという結論を導くことは無理である。さらに、三月の報告書は、綿紡績価格の高騰が重大な損害の原因となり得ることを示唆し

ながら、損害の原因について検討していなかった。従って、対コスタリカ輸入増加と、米国の国内産業に重大な損害又はその現実のおそれを与えることの因果関係を証明することなく、対コスタリカ輸入に数量制限を課す米国は、A T C 六条二項に違反している。

③については、当該報告書に鑑みて、輸入水準、市場占拠率、輸入価格、及び国内価格に関して、コスタリカからの輸入は、他の五カ国からの輸入とあまり変わらない。この報告書には、コスタリカと他との対比が示されていなかった。米国が輸入割当を四七八%増加する取決めを輸出国五カ国と締結しておきながら、一方コスタリカからの輸入のみに制限措置を適用することは無理である。従って、コスタリカからの輸入増加が重大な損害の原因となっていたと適切に特定することなく、数量制限を課していた米国は、A T C 六条四項の義務に違反している。

以上の点に関する小委員会の認定について紛争当事国は上級委員会に申立てをしなかった。

本件では、米国及びコスタリカは紛争当事国であるが、米国の下着産業に携わる企業（国内で生産する中小企業及び海外へ投資し委託加工を行う企業）や下着織物産業の利害関係が深く絡んでおり、米国の下着産業に携わる企業の状況及びそれに関連する米国の政策をよく反映していた。海外へ進出することが可能な企業は、進出先の低賃金労働力を利用して製品を加工することによって、競争力を向上することができる。また、カリブ諸国で委託加工を行う企業は、これらの国に対する数量及び関税の特恵を受けられるので、競争力がより強化される。特に、関税アイテム八〇七では、米国が織物の原産地ではなく、裁断地をその適用条件にするため、これらの企業は国内の綿紡績の価格の暴騰によって高価格となった国産の綿織物でなく、外国産の安い綿織物を使用することによって生産費用を一段と節約することができる。このように、これらの企業は製品加工のみならず、紡績糸、及び織物等原材料の生産、並びに調達まで海外で行う、いわゆる経営行動を多国籍化にすることによって国内状況に対応することが

可能となる。すなわち、多国籍企業は繊維製品のすべての生産工程を国内から海外へ移転し、完成品を母国へ逆輸入し、販売することによって、競争力を維持し、利益を確保することができる。これに対し、国内で生産する企業は、国内の高賃金及び綿織物価格の高騰によって高い生産費用を負担していたので、不利な立場に置かれているのである。

そこで、カリブ諸国への政策を維持し、そこに投資していた企業を奨励しながら、下着縫製及び下着用織物を生産する国内中小企業を保護するという企業間の利害バランスを調整するために、米国は供給国に対して、外国産の綿織物によって生産される委託加工製品に対して量的に少ないS L割当を付与する一方、国産の綿織物を用いる委託加工製品に広範なG A L割当を配分することにした。従って、委託加工を行う大手企業は、G A L割当を獲得するために、国産織物を使用せざるをえなくなる。これによって、海外進出企業と国内企業の原材料負担の格差が縮まることになる。この政策は国内の綿織物産業に対する保護としても機能するのである。

しかしながら、以上見てきたように小委員会は、米国は「国内企業」を救済する目的で、自国産の織物を使用するという条件で広範な輸入割当を輸出国五カ国に付与しながら、コスタリカからの輸入増加が国内産業に重大な損害を与えると決定し、経過的セーフガード措置を発動することがA T Cに違反していると認定した。その理由の中で最も注目されるのは、カリブ諸国からの委託加工型の輸入増加によって損害を被る国内企業もあるかもしれないが、こうした貿易に携わる企業が利益を受ける可能性があるとし、従って、米国は「国内企業」のみならず、「産業全体」に対するこの委託加工貿易の影響を検討しなければならない、という認定である。

以上のように、コスタリカに投資していた多国籍企業と国内企業が、この紛争の実質的な当事者であった。そして、コスタリカはこの紛争を通じて、自国に進出していた米国系の多国籍企業の利益をも代弁していたと言える。

う。

## 二 米国のパキスタン産綿製紡績糸に係る経過的セーフガード措置の事件

この事件の事実関係は次のようである。米国は、九八年末に販売用の綿製紡績糸が同種の又は直接に競合する商品を生産する国内産業に重大な損害を与え又は与える現実のおそれがあるような増加した数量で自国に輸入されていたかどうかに関して調査を開始し、同年一二月にATC六条七項に基づいて、パキスタンに協議を求めた。<sup>53)</sup>しかし、この協議は不調に終わった。<sup>53)</sup>翌年五月に、ATC六条一〇項に基づき、米国は同年三月から発効する経過的セーフガード措置の発動を示し、TMBにそれを報告した。これに対して、当該産品が同種の又は直接競合商品を生産する国内産業に重大な損害を与え又は与える現実のおそれがあるような増加した数量で米国に輸入されていたことを米国が証明していないとTMBは認定し、同国が当該措置を撤回するべきであるとの勧告を下した。これに対して、米国は不服の理由を提出したが、これを検討したTMBは上記の結論及び勧告を変更しなかった。<sup>54)</sup>

二〇〇〇年四月にパキスタンはDSBにこの問題を付託し、小委員会の設置を要請した。<sup>55)</sup>米国はセーフガード措置を発動するにあたり、綿製紡績糸の輸入増加が同種産品を生産する国内産業に重大な損害又はその現実のおそれを生じさせていたこと、及び、そのような損害及びそのおそれの原因がパキスタンに帰属したことを証明していないと、パキスタンは主張した。<sup>56)</sup>その理由の中で、次の点が注目される。第一に、米国は、綿製紡績糸を生産する国内産業全体の状況を検討しなかった。第二に、米国はパキスタン産とメキシコ産の輸出品及びそのそれぞれの国内産業に対する効果を比較せずに、パキスタン産の輸入品に対して重大な損害の原因を帰属したこと、である。<sup>57)</sup>ここ



で、個々の争点に関する当事者の主張及び小委員会の判断を見てみよう。

まず、第一の争点は、米国が国内産業の特定にあたって、自己消費のために紡績糸を生産する垂直に統合された織物生産者を国内産業から除外したことを巡るものである。パキスタンによれば、A T C 六条二項が国内産業は、輸入品と（一）同種産品、（二）直接に競合する産品又は、（三）同種及び直接に競合する産品を生産する国内生産者から構成されると規定していた。販売用であれ、自己消費用であれ、国内生産者によって生産される綿製紡績糸は、パキスタンからの輸入品と直接に競合する産品である。米国が垂直統合され自己消費のために綿製紡績糸を生産する国内企業を国内産業の範囲から除外したのはA T C 六条二項に違反している、と。<sup>58</sup>

これに対して、米国は次のように反論した。六条は加盟国が（一）同種及び直接に競合する産品、（二）同種でありながら、直接に競合しない産品、又は（三）同種ではないが直接に競合する産品のいずれかを生産する産業を「国内産業」と特定することを認める。米国によれば、垂直に統合された織物企業は綿紡績糸を生産しているが、この紡績糸は市場販売ではなく、企業内の消費のためのものであるので、パキスタンからの輸入紡績糸と直接に競合するものではない。従って、こうした企業を国内産業の範囲から除外することは適切である。<sup>59</sup>

また、国内産業の重大な損害又はその現実のおそれに関する米国調査当局の評価に対するこの除外の影響については、パキスタンは次のように主張した。①垂直に統合された企業は、輸入業者と別の市場において産品を提供するので、輸入競争から暫定的又は恒久的に保護される。これらの企業が多ければ、輸入が増加しても国内産業全体に重大な損害を与えることはなくなり、従ってセーフガード措置を発動する必要がなくなる。さらに、輸入国は産品ではなく、「競争市場」という用語で国内産業を特定すると、輸入競争から隔離され重大な損害を負うことのない企業を常に国内産業から除外することができる。このことは輸入の規模及びその全体の影響を拡張することとな

り、重大な損害の決定に有利な傾向を生じさせる。繊維及び衣類の生産が垂直に統合されたように、織物企業は紡績系の企業と合併するという場合が多くなる。その結果、独立の紡績系企業の数が少なくなる。本件において米国は、紡績系企業の半分、その生産量の三分の一を調査対象から除外していた。その結果、調査対象である企業の数と、セーフガード措置の発動によって利益をうける企業の数との間の矛盾が大きくなった。②現在、米国の織物企業は、パキスタンにおける紡績系生産工場を購入し、紡績系を米国における織物生産工場へ直接に輸送する方法で、輸入制限を回避する機会が与えられていない。これに対して米国は、現在米国の織物企業がパキスタンに紡績系工場を所有していたことはなく、従ってパキスタンの主張は単に推論的なものであるとした。

これに対して、小委員会は、次のように認定した。まずは、垂直に統合された織物企業が自己消費のために生産した綿紡績系はパキスタンから輸入される綿紡績系と直接に競争する産品であるかという争点である。小委員会によれば、垂直に統合された企業が自己消費のために市場で綿紡績系を購入していたことは、当該企業が公開市場で提供される綿紡績系と自らが自己消費用に生産する綿紡績系を「特定の必要を満たす代替的手段」として認めていたことを示していた。隔離生産による綿紡績系が販売用のものと「直接に競争する産品」ではないという理由で、垂直に統合された企業を国内産業の範囲から除外するのは明らかに不当である。ATC六条における「直接に競争する」という文言に与えるべき解釈はより一般的で客観的な性質をもつものであり、各々の企業及びすべての企業又は消費者に特別な要素を考慮する必要はなく、産品に注目すべきである。従って、垂直に統合された織物企業が綿紡績系を市場で販売する意図を持っていないという事実は、隔離生産された綿紡績系と輸入綿紡績系が相互に「直接に競合する」と認定することを妨げない。また、「直接に競合する産品」に関する米国の解釈の不当性を示し、この結論を裏付ける例として次のものがあげられる。例①、綿製紡績系企業がたまたま調査期間中垂直に統合

された企業に合併され、その産品は垂直に統合された企業内で消費される、というものである。米国の解積によれば、当該企業が使用人、施設、及び生産量を維持（又は増加）していたとしても、単に企業主の変更により国内産業の範囲から除外されることになる。すなわち、この企業の国内産業からの撤退は国内産業に重大な損害を示すものとなる。例②、調査期間前に、垂直に統合された企業は最小限度以上に販売の目的で当該産品を生産し、調査期間中、同じ生産量を維持していたが、自己消費の数量を増やしていたため、販売用の数量が最小限度以下に減少した、というものである。米国の解積によれば、当該産品の市場販売から自己消費への移転という理由で、この垂直に統合された企業は国内産業から除外されることになり、しかも市場におけるその販売数量の削減ということは、国内産業の重大な損害を示すものとなる。<sup>63)</sup>

次に、第二の争点は米国がパキスタン産とメキシコ産の輸出品及びそれぞれの効果を比較せずに、パキスタン産の輸入品に対して重大な損害の原因を帰属させたという争点である。<sup>64)</sup>これに対して、米国は次のように反論した。ATC六条四項はセーフガード措置を個々の加盟国に対して適用することを認める。従って、輸入国が調査の対象となる加盟国の輸出を「他のすべての輸入源」、すなわち他の輸出者の合計と比較すれば十分である。セーフガード措置は、重大な損害の原因となっていた、すべての加盟国ではなく、その中の特定の加盟国又は諸加盟国に対して適用することができる。<sup>65)</sup>

これに対して、小委員会は次のように認定した。セーフガード措置はすべての輸入ではなく重大な損害を生じさせていた輸入に対してのみ適用されるべきである。しかしながら、このことが重大な損害を生じさせていたことについて有責とされる輸入の一部に対してのみ「輸入」制限を課すことができるということの意味するものではない。<sup>66)</sup>六条四項は個々の加盟国からの輸入の評価を求めていたが、これは重大な損害を生じさせていた加盟国の中の

幾つかの加盟国を限定して検討することを意味するものではない。<sup>67)</sup> 米国はパキスタンの輸出の影響をメキシコを含む輸出全体と比較したが、メキシコの影響を個別にそのようには比較しなかった。調査期間中、メキシコからの輸入が急増しており、メキシコは対米国の輸出最大国であるので、メキシコからの輸入を評価する必要がある。<sup>68)</sup> 従って、米国はメキシコ（及び可能な他の適切な加盟国）からの輸入の効果を個別に検討しなかったので、A T C 六条四項に基づく義務に違反している、と。<sup>69)</sup>

上記の小委員会の認定に対して米国は、上級委員会に申立てをした。<sup>70)</sup> その中で、次の二点が注目される。① 米国は、垂直に統合された企業が自己消費のために生産していた綿紡績糸を国内産業から除外することは A T C 六条二項の義務に違反している、② A T C 六条四項が重大な損害又はその現実のおそれを与えるすべての輸出国に帰属することを求めていたのに対し、米国はメキシコからの輸入の効果を評価しなかったことが同条項の義務に違反している、という小委員会の認定は間違っている。

これに対する上級委員会の認定の中で、とりわけ次の点が注目される。まず、第一点については、国内産業の定義は企業指向ではなく、産品指向であり、当該国内産業によって生産され、同種性又は直接競争性の点で輸入品と比較される産品に基づくものでなければならない。本件における垂直に統合された織物企業は商品市場で紡績糸を購入する独立の織物企業と競争関係にある。なぜなら、垂直に統合された織物企業が紡績糸の投入について機会コストを考慮せずに生産と購入の決定を行うことは有り得ない。垂直に統合された個々の織物企業が自ら生産した紡績糸を売却し、又は自らの需要を満たすために紡績糸を購入することによって商品市場に参入する程度は様々である。垂直に統合された織物企業による紡績糸の販売及び購入の割合が過去には低く安定していたという事実は、そのような紡績糸が商品市場で販売される輸入紡績糸と直接に競争しないと米国が結論づける十分な根拠とはならな

い。輸入紡績糸に対するセーフガード措置は、垂直に統合された織物企業にその紡績糸の生産全体について利益をもたらすことになる。それは単に商品市場で彼らが販売するものだけでなく、自己消費のために彼らが生産するものも含めてである。また、紡績糸の隔離生産を国内産業から除外することは、織物企業が自らの所有する海外工場から綿紡績糸を米国へ輸入する場合に、この輸入品が輸入増加の算定及びセーフガード措置の適用から除外されることを意味する。しかし、本件では、セーフガード措置はすべての輸入品に対して適用された。米国は、本件においてパキスタンからの隔離生産された紡績糸の輸入がなく、その輸入のすべてが商品市場向けのものであるので、この問題は起こらないと主張した。このことは、今までそうであるかもしれないが、将来この状況の変更は十分可能となる。また、隔離生産される輸入品が、セーフガード措置の対象から除外されるとすると、それらの価格は商品市場におけるよりも低い場合には商品市場で販売される可能性がある。このことは、セーフガード措置の実効性を損なうことになろう。<sup>71</sup> この分析をもつて、上級委員会は小委員会の認定を支持した。<sup>72</sup>

そして第二点については、上級委員会は次のように認定した。損害の原因となる輸出国が二カ国以上ある場合、調査当局はその内一カ国の輸出のみが主な原因であると見做し、かつその国の輸出が急激かつ著しい量の増加であることを認定することを認めるならば、当該輸出の効果を分析する必要はない。このような解釈は六条四項を無意味にするのである。<sup>73</sup> この認定をもつて、上級委員会は米国の主張を退けた小委員会の認定を支持した。

以上見てきたこの事件における最も重要な争点は、ATC六条の下での経過セーフガード措置の発動にあたり、垂直に統合された企業が原材料から完成品まで一貫生産を行い、当該原材料を市場に供給せず専ら自己消費する場合に、「国内産業」の定義から除外することができるか否かということである。本件の小委員会及び上級委員会は、これらの企業の産品は市場から隔離されていて輸入品と競争関係にはないという米国の主張を退けた。その理由と

しては、第一に、A T C六条二項の「同種産品又は直接に競合する産品を生産する国内産業」という用語の解釈において、「国内企業」の特徴ではなく、同種性又は直接競争性といった産品の特徴に基づき定義されるべきであること。そして、第二に、事実問題として本件の隔離企業が機会コストを考慮して、将来市場に参入する可能性があること。つまり、隔離企業は完全な意味で隔離されていたわけではなく、彼らの生産する産品は潜在的には輸入品と競争する関係にあるということである。さらに将来、垂直に統合された織物企業がパキスタンに紡績糸を生産する工場を設置し、自己消費或いは販売のためにそこから紡績糸を逆輸入する形で、生産コストを削減することは十分考えられると上級委員会が指摘した。このように、国内産業の特定に当たり、企業ではなく、産品を基準にするという本件の小委員会／上級委員会の認定では、国内企業、及び垂直的に統合した企業、並びに海外へ投資をし、委託加工をした多国籍企業等の多様な主体が存在するという特徴をもつ繊維産業の場合、政府が経過セーフガード措置を適用して、輸入増加によって最も損害を被る国内企業を救済しようとすることは難しくなった。このように、W T Oの自由貿易体制の下では、一国内ではなく、海外生産を含め「最適条件下」で垂直に統合することが有利である。言い換えれば、W T Oの自由貿易体制は、多国籍企業の利益を保護する役割があると言えよう。

## 小括

ガットの成立から三〇年以上、保護貿易政策の下で行われてきた繊維貿易は、W T Oの設立をもって自由化されつつある。また、途上国間を差別する個別特惠制度が双務的なものとなり、そして途上国に対する特惠待遇がW T O諸協定に具体化されることになったので、途上国間の利害対立は解消されるように見える。このような繊維貿易

の自由化、及び対途上国特惠待遇の法的安定性の確保は、途上国にとって、重大な価値を持つものであると一般に評価された。要するに、繊維問題は途上国対先進国の利害対立という単純な図式によって捉えられてきた。

しかし、以上見てきたように、繊維貿易の自由化及び特惠待遇の法的安定性の確保は、必ずしもすべての途上国に同様の利益を与えるものではない。国のレベルでみる限りは、最も利益を獲得するのは、個別特惠を受けておらず、MFAの輸入制限の適用を受けてきた繊維輸出主要国であると考えられる。これに対して、MFAの輸入制限は適用されておらず、個別特惠を受けていることによって、繊維輸出国となったACP諸国及びカリブ諸国等の輸出小国は不利な立場に置かれることになったと言えよう。さらに、先進国の繊維貿易に関する特惠政策、低賃金の労働力に依存するという繊維産業の特徴及びそれに携わる企業の経営活動を視点に入れて、繊維貿易をめぐる問題を見ることで、それが国家間の利害対立という「国」のレベルにとどまらないことが明らかになった。

まず、輸出主要国については、確かに自由貿易により最も利益を受けるように見えるが、それらの繊維製品の輸出の主導力は、ほとんど先進国を母国とする多国籍企業や商社によって握られていたことに注意するべきであろう。先進国の大手企業は、低賃金労働力の豊かな途上国に直接投資をし、又は現地企業への委託加工を行い、完成品を母国に逆輸入するという経営行動で自己の競争力を強化しようとしていた。これに対して、国内のみで経営活動をを行う先進国の中小企業は、このような低価格製品の逆輸入によって脅かされていた。ただし、既に見てきたようにATCの下での経過的セーフガードの発動条件はMFAのそれに比べ厳しくなったため、輸入国はこの措置を援用し、国内企業を保護することが難しくなってきた。これは、米国対コスタリカの下着輸入制限の事件、米国対パキスタンの綿紡績糸の輸入制限の事件等、繊維貿易の紛争を巡ってWTO紛争解決機関に付託された事件において明らかになった。これらの事件における当事国は輸入国と輸出国であるが、事実上この紛争において直接利害

関係を持っていたのは米国系多国籍企業と米国の中小企業であるとも言えよう。このように繊維貿易の自由化によって、先進国の繊維産業は、多国籍化された企業と国内企業との利益対立が表面化するようになった。

次にカリブ諸国及びACP諸国の輸出小国の場合は、低賃金の労働力、及び先進国による個別特惠がその輸出競争力を支えてきたのである。ただし、それらの輸出は、主に特惠付与国を母国にする多国籍企業による委託加工の製品である。その原因の一つは、個別特惠の性質にあると言えよう。特定の輸出小国に対する先進国の繊維特惠政策は、受益国の繊維産業を育成するというよりも付与国の織物産業に消費市場を、その企業に低賃金の労働力を提供する形で行われている。多国籍企業は特惠受益国に直接投資又は現地企業への委託加工を行い、完成品を母国へ逆輸入する形で生産コストを削減し、個別特惠による割当及び関税の待遇を受けられるので、輸出主要国からの低価格製品と競争することができた。そのため、個別特惠制度の存続は、個別特惠受益国のみならず、ここに進出していた特惠付与国の企業も大きな影響を与えるのである。

従って、輸出小国にとっては委託加工による輸出を維持する限りは、個別特惠が必要不可欠なものとなった。WTOとの整合性を保ちながらこの個別特惠を維持するには、WTO上の義務免除を受けるか又は特惠付与国との自由貿易協定を締結するという選択肢が取上げられてきた。実際にカリブ諸国及びACP諸国は、WTO上の義務免除としての暫定的な性格を持つ個別特惠を維持するために、従来の片務的特恵から双務的特恵への転換を目的とする通商連携協定を特惠付与国と締結するという厳しい条件を受け入れた。しかし、こうした暫定的な性格をもつ個別特惠は、特惠受益国の国内産業の育成というよりも、特惠付与国の繊維産業の消費市場及び労働力市場を供給するためのものであり、ガット時代と変化はない。さらに、当事国の経済発展の格差を無視するこのような早急な自由貿易協定の締結が、途上加盟国の経済発展に役に立つかは疑わしい。



## 結び

以上明らかになったように、ガットにおける「途上国問題」の一部であった、繊維製品に対する先進国の貿易制限は、W T Oの「繊維及び繊維製品（衣類を含む）」に関する協定」の詳細な規定によって自由化されつつある。また途上国に対する特別かつ異なる待遇は、W T O諸協定の中で具体化され、法的安定性を与えられた。そして、途上国間を差別し、G A T Tの例外として存在してきた個別特惠は基本的に自由貿易原則に適合する形で調整されている。しかし、ガット／W T Oにおけるこうした途上国の法的地位の形成及び展開を巡る問題の本質は、先進国対途上国という単純な図式による利害対立だけでなく、先進国相互間、途上国相互間、及び先進国の多国籍企業間、並びに国内における多国籍企業対中小企業という一層複雑な図式による利害対立である。さらに、多国籍企業はこの図式の中で最も影響力をもち、重要な役割を演じていることも見逃せないであろう。

ガット／W T O体制の展開の分析は、国家間の利益の対立及び調整の關係に注目して行われてきたが、多国籍企業が重要な役割を果たしている現在ではその利害關係にも着目する必要がある。そうすることにより、国家間対立及び国内における企業間対立の本質も明らかになる。これにより、現在最も重要な問題となっている途上国の経済発展を検討するために、W T O体制をどう改革していくかを考える一視点が確保できたのではないかと思われる。さらに、途上国における多国籍企業の利益と当該国の利益との關係をその国内構造にまで立ち入って分析することが、途上国の経済発展に貢献するようなW T O体制の改革を検討するために残された課題である。

## 注

- (1) P. M. Tirschwell, "Textile Exporters Fear NAFTA", *Journal of Commerce*, November 30th, 1992, p. 1C.
- (2) NAFTAが創設される前の九〇年代において、メキシコ及びカリブ諸国からの米国への繊維製品の輸出が一年当たり平均二三、二四%を増加していた。しかしながら、NAFTAが発効した九四年に、カリブ諸国の繊維輸出が二三%しか増加していなかったのに対して、メキシコからの輸出伸び率が三三%であった。九五年に、カリブ諸国の輸出が二一%まで拡大したが、メキシコの伸び率が五二%であった。現時点、メキシコは、米国へ繊維製品の輸出の最大国である。これについては、次を参照。
- USTR, *Second, Third Report to Congress on the Operation of the Caribbean Basin Economic Recovery Act*, Chapter 2, *U. S Trade with the Caribbean Basin: U. S. Import*. <<http://www.ustr.gov/regions/whemisphere/camerica/cbi.shtml>>から入手。
- (3) *Ibid.*, Chapter 4, *Summary of Federal Register Submissions*.
- (4) *Ibid.*
- (5) USTR, *Third Report to Congress on the Operation of the Caribbean Basin Economic Recovery Act*, Chapter 4, *Summary of Federal Register Submissions*. <<http://www.ustr.gov/regions/whemisphere/camerica/cbi.shtml>>から入手。
- (6) *Ibid.*
- (7) *Ibid.*
- (8) President to Meet Caribbean Leaders Next Week to Discuss Trade, Other Issues, *10 International Trade Reporter* 34, August 25th, 1993, p. 1419.
- (9) Trade and Development Act of 2000, Public Law 106-200, <<http://thomas.loc.gov/bss/d106/d106laws.html>>から入手。
- (10) *Ibid.*
- (11) Presidential Document, Proclamation 7351 of October 2, 2000, *65 Federal Registers* 193, October 4th, 2000.

- (12) Caribbean Basin Trade Partnership Act (CBTPA), Section 202, Findings and Policy, (a) Finding (7), (8), <<http://thomas.loc.gov/bss/d106/d106laws.html>>を参照す。
- (13) *Ibid.*, Section 202, Findings and Policy, (a) Finding (7), (8).
- (14) *Ibid.*, Section 202, Finding and Policy, (b) Policy, (1), (2).
- (15) *Ibid.*, Section 213.
- (16) *Ibid.*, Section 203, Transition Period.
- (17) H. 434, Conference report filed in House, May 4th 2000, <<http://thomas.loc.gov/cgi-bin/bdquery/z?d106:HR00434>> | TOM:/bss/d106query.html>を参照す。
- (18) CBTPA, Section. 211, Temporary Provisions to Provide Additional Trade benefits to Certain Beneficiary Countries, b. 2 Transition Period  
Treatment of Certain Textile and Apparel Articles.
- (19) *Ibid.*
- (20) *Ibid.*, Clause (vii) Special Rules.
- (21) *Ibid.*, Clause (vii) Special Rules, II(cc).
- (22) *Ibid.*, Section 211, (b) Import Sensitive Articles, (2) Transition Period Treatment of Certain Textile and Apparel Articles, (iv) Certain Other Apparel Articles(II).
- (23) United States Restrictions on Imports of Cotton and Man-Made Fibre Underwear, *WT/DS24/R*, November 8th, 1996.
- (24) *Ibid.*, para. 2.1.
- (25) *Ibid.*, paras. 2.1-2.5.
- (26) *Ibid.*, para. 2.5.

- (27) *Ibid.*, para. 2.7.
- (28) *Ibid.*, para. 2.6
- (29) *Ibid.*, para. 2.8.
- (30) *Ibid.*, para. 2.12.
- (31) *Ibid.*, para. 2.16.
- (32) *Ibid.*, para. 2.19.
- (33) *Ibid.*, para. 5.152.
- (34) *Ibid.*, para. 5.198.
- (35) *Ibid.*, para. 5.179.
- (36) *Ibid.*, para. 3.1.2
- (37) *Ibid.*, para. 5.200.
- (38) *Ibid.*, paras. 3.1.10-11, 5.201.
- (39) *Ibid.*, para. 5.96.
- (40) *Ibid.*, paras. 5.155-159.
- (41) *Ibid.*, para. 5.202.
- (42) *Ibid.*, paras. 3.1-3.2
- (43) *Ibid.*, para. 7.22.
- (44) *Ibid.*, para. 7.24.
- (45) *Ibid.*, para. 7.25.

ガット／W T Oにおける発展途上国の位置の変化（四・完）（VU Thi Hong Minh）

- (46) *Ibid.*, para. 7.32.  
(47) *Ibid.*, para. 7.45.  
(48) *Ibid.*, para. 7.46.  
(49) *Ibid.*, paras. 7.50-51.  
(50) United States—Transitional Safeguard Measure on Combed Cotton Yarn From Pakistan, *WT/DS192/R*, May 31st, 2001.  
(51) *Ibid.*, para. 2.1  
(52) *Ibid.*, paras. 2.2-4.  
(53) *Ibid.*, para. 2.4.  
(54) *Ibid.*, paras. 2.5-6.  
(55) *Ibid.*, para. 1.1  
(56) *Ibid.*, para. 3.1  
(57) *Ibid.*, para. 2.1.  
(58) *Ibid.*, paras. 4.12-14.  
(59) *Ibid.*, paras. 4.21-25.  
(60) *Ibid.*, paras. 4.10-11.  
(61) *Ibid.*, para. 7.53.  
(62) *Ibid.*, para. 7.59.  
(63) *Ibid.*, paras. 7.63-64.  
(64) *Ibid.*, para. 2.1.

說

(65) *Ibid.*, paras. 4, 161-163.

(66) *Ibid.*, para. 7, 124.

論

(67) *Ibid.*, para. 7, 130.

(68) *Ibid.*, para. 7, 132.

(69) *Ibid.*, para. 8, 1.

(70) United States- Transitional Safeguard Measure on Combed Cotton Yarn From Pakistan- AB-2001-3-Report of the Appellate Body- *WT/DS 192/AB/R*, October 8th, 2001, para. 61.

(71) *Ibid.*, para. 101.

(72) *Ibid.*, para. 128(b).

(73) *Ibid.*, paras. 119-121.